

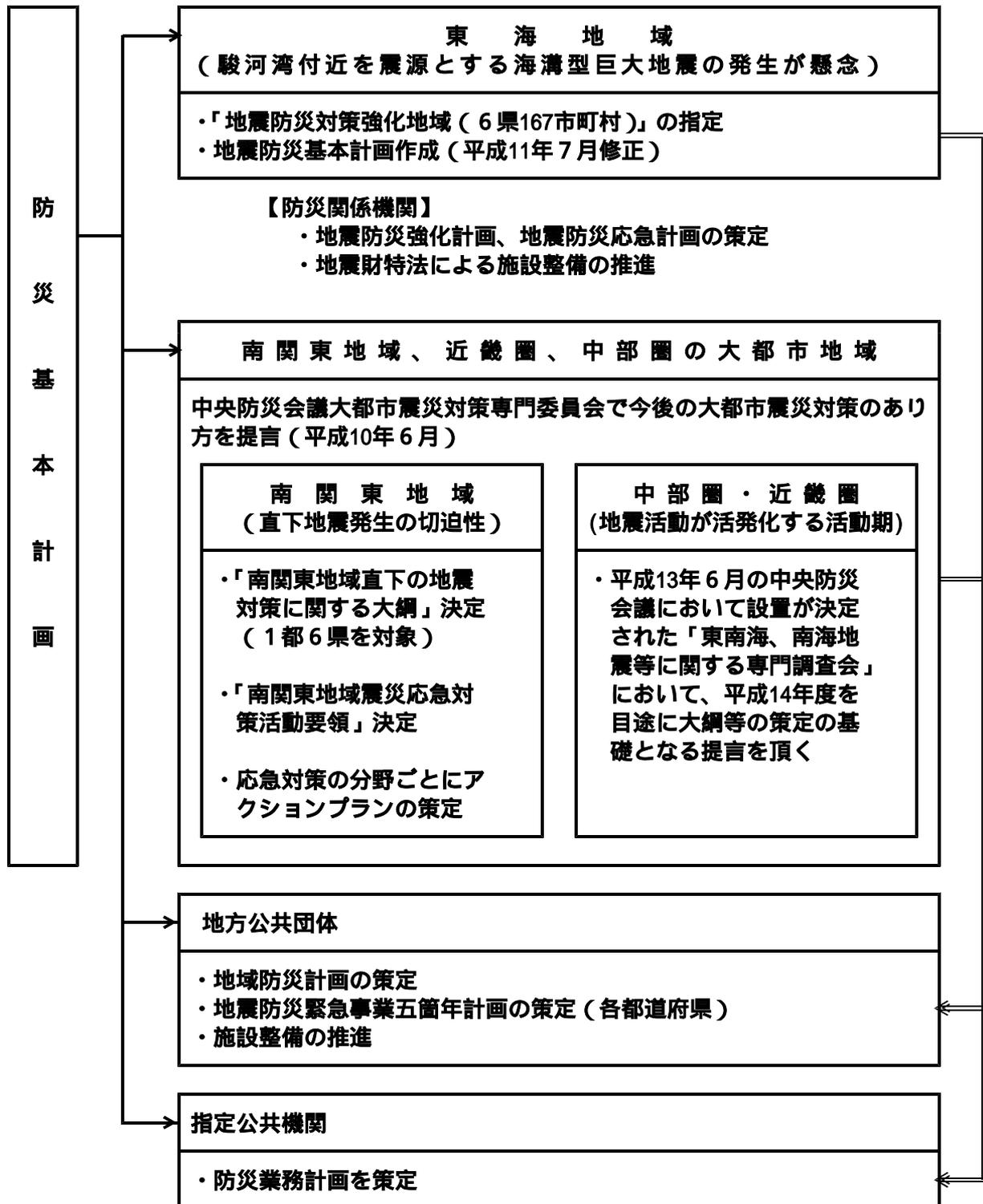
2. 我が国の地震防災体制
 災害対策関係法(自然災害)

災害対策は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興までの各段階に応じ、災害対策基本法を一般法とする各種関係法律に基づき行われている。

カテゴリー	予 防	応 急	復 旧 ・ 復 興	
地震	<p>災害対策基本法</p> <p>大規模地震対策特別措置法 地震財特法 地震防災対策特別措置法 建築物の耐震改修の促進に関する法律 密集市街地における防災街区の整備の推進に関する法律</p>	<p>災害救助法 自衛隊法 警察法 消防法</p>	<p>激甚災害法 住宅金融公庫法 雇用保険法 産業労働者住宅金融通法 労働者災害補償保険法 地方公務員災害補償法 国民生活金融公庫法 中小企業金融公庫法 商工組合中央金庫法 中小企業信用保険法 農林漁業金融公庫法 自作農維持金融通法 公立学校施設災害復旧国庫負担法 被災市街地復興特別措置法 災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律 被災者生活再建支援法 天災融資法 公共土木施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 農林水産施設等災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 農業災害補償 農業協同組合法 被災区分所有権建物の再建等に関する特別措置法</p>
火山	<p>活火山対策特別措置法</p>			
風水害	<p>水防(河川)法</p>			
地滑り 崖崩れ 土石流	<p>砂防法 森林法 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 地すべり等防止法 治山・治水緊急措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>	<p>の防災のための特別集団移転等に関する法律に係る国</p>		
豪雪	<p>豪雪地帯対策特別措置法</p>			

地震防災対策の体系

我が国の地震防災対策は、災害対策基本法に基づく防災基本計画を基本として推進されてきた。



地震防災対策の歴史

我が国の震災対策は、昭和 35 年以前は災害救助や復旧に対する資金補助といった事後対策が中心だったが、昭和 36 年に災害対策基本法が制定され、応急、予防、復旧・復興の対策相互の有機的連携、災害対策の総合的・計画的な運用が行われることになった。

我が国における地震防災対策に係る法制度等の系譜

年	契機となった災害	地震防災対策に係る法制度等
昭和 21 年	南海地震	災害救助法
昭和 22 年		
昭和 34 年	伊勢湾台風	災害対策基本法(S37 中央防災会議設置、S38 防災基本計画決定)
昭和 36 年		
昭和 37 年		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
昭和 44 年		地震予知連絡会設置
昭和 46 年	サンフェルナンド地震	大都市震災対策推進要綱
		震災対策訓練の開始
昭和 51 年	地震学会で東海地震発生可能性の研究発表	大規模地震特別措置法
昭和 53 年		
昭和 55 年		地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
昭和 58 年		当面の防災対策の推進について
昭和 63 年	中央防災会議が南関東地域直下型地震の切迫性指摘	南関東地域震災応急対策活動要領
平成 4 年		南関東地域直下の地震対策に関する大綱
平成 7 年	阪神・淡路大震災	地震防災対策特別措置法
		防災基本計画改定
		災害対策基本法の一部改正(6月、12月)
		大規模地震特別措置法の一部改正
		建築物の耐震改修の促進に関する法律
平成 9 年		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
平成 11 年		被災者生活再建支援法

災害対策基本法の概要

災害対策基本法は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、防災に関する責務や組織、防災計画、災害予防・応急・復旧・復興の各段階における各主体の役割や権限、財政金融措置と災害緊急事態等の災害対策の基本となる事項を定めている。

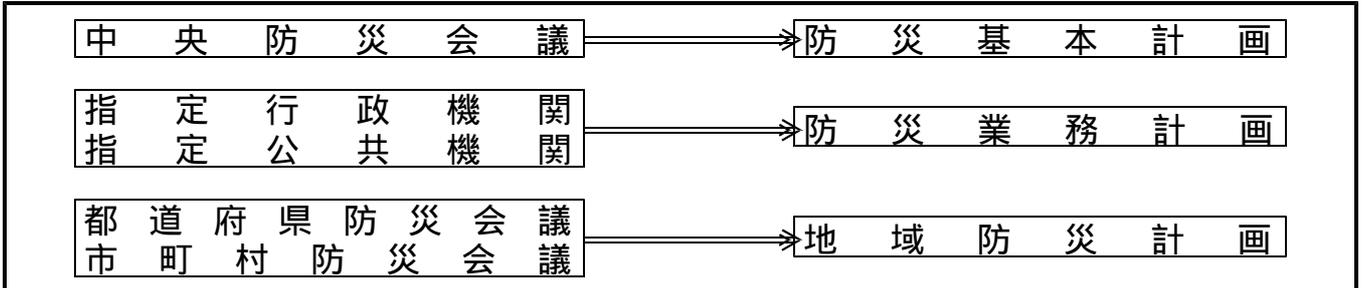
災害の定義、防災に関する責務

災害の定義...	自然災害 (地震、豪雨等異常な自然現象による被害)
	事故災害 (大規模な火事・爆発又は放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の大規模な事故による被害)
責 務...	防災計画の実施、相互協力等(国、地方自治体、住民等)

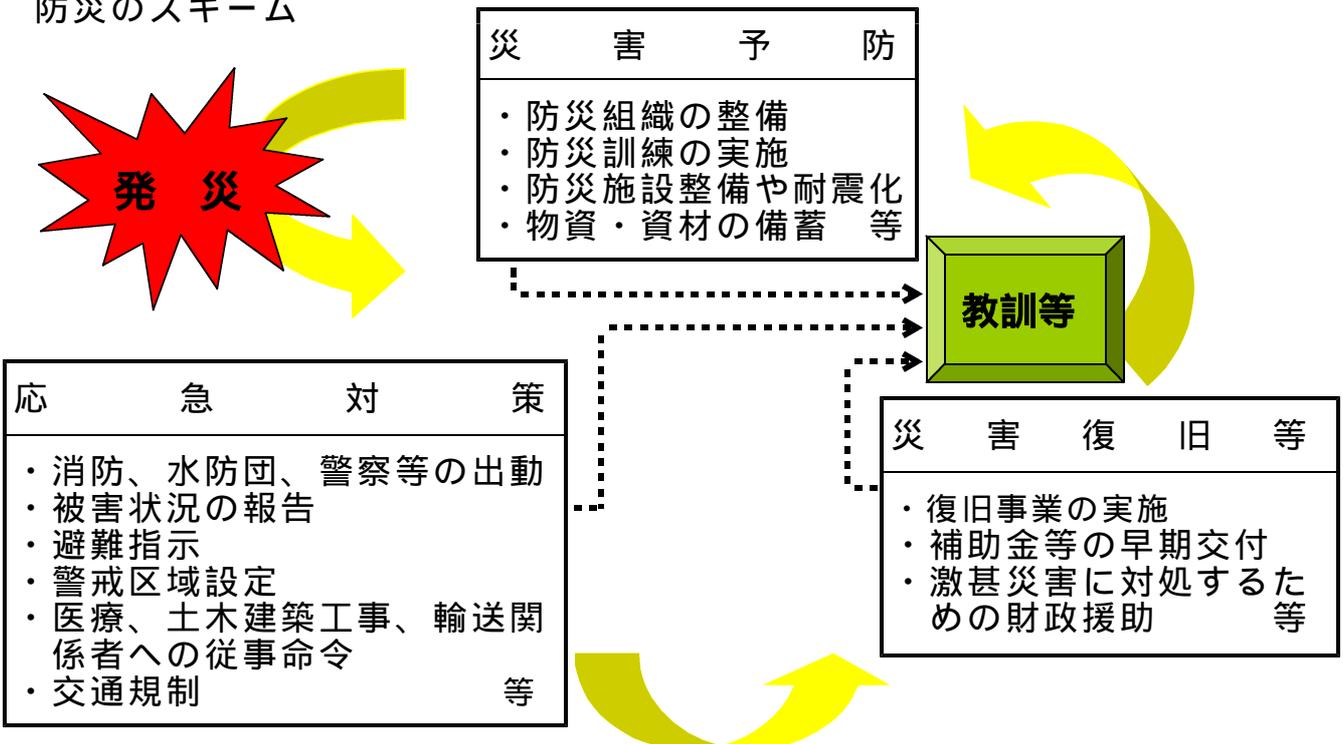
防災に関する組織

	平 常 時	災 害 時
国	中央防災会議	非常災害対策本部、緊急災害対策本部
地方	都道府県防災会議、市町村防災会議	災害対策本部

防災計画



防災のスキーム



平成7年の災害対策基本法主な改正事項

阪神・淡路大震災は我が国の災害対策上多くの教訓を残した。災害対策法制上も、国の緊急即応体制、現場における自衛官の権限、地方公共団体の広域連携、ボランティア、海外からの支援への対応、高齢者・障害者等に対する措置、被害情報の収集・伝達等の面での問題点が指摘された。

このようなことから、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度に二度にわたる改正を行った。

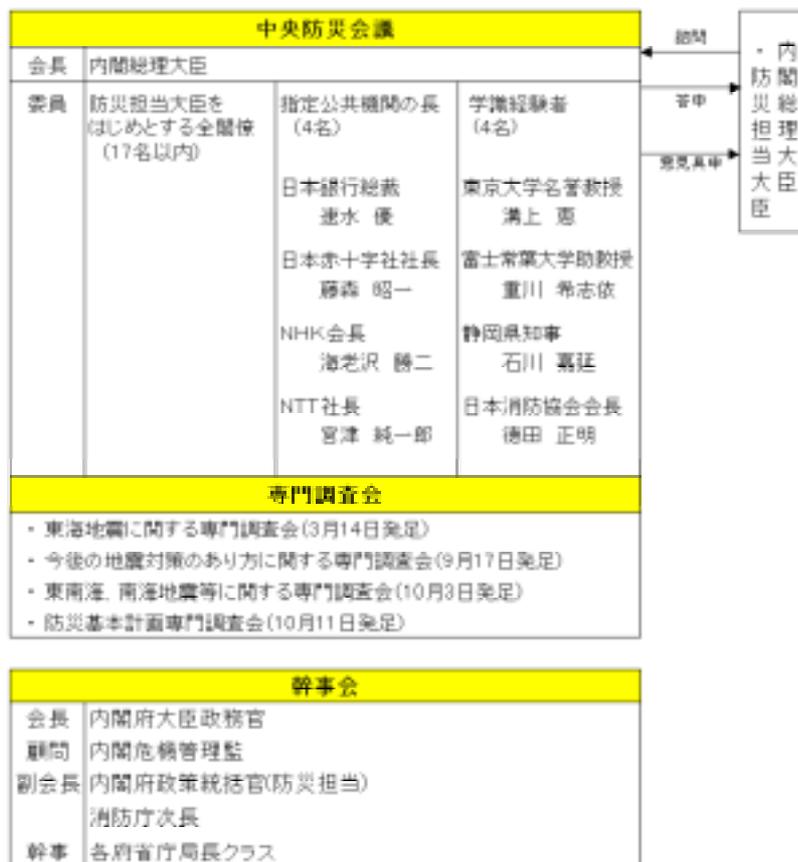
主な改正点

平成7年6月改正	災害時における緊急通行車両の通行の確保のための規定を追加
平成7年12月改正	緊急災害対策本部について設置要件の緩和及び組織の強化 緊急災害対策本部長の権限の強化 現地対策本部の設置 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官への所要の権限の付与 市町村長による都道府県知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求等 地方公共団体相互の応援の推進

(「平成8年度防災白書」より作成)

中央防災会議の審議体制

平成13年1月の中央省庁再編により、防災に関する重要事項を審議する中央防災会議については、新たに学識経験者4名を委員に加え、また、防災に関する重要事項に関して、内閣総理大臣及び防災担当大臣に意見を述べることができる規定を整備した。



【役割】

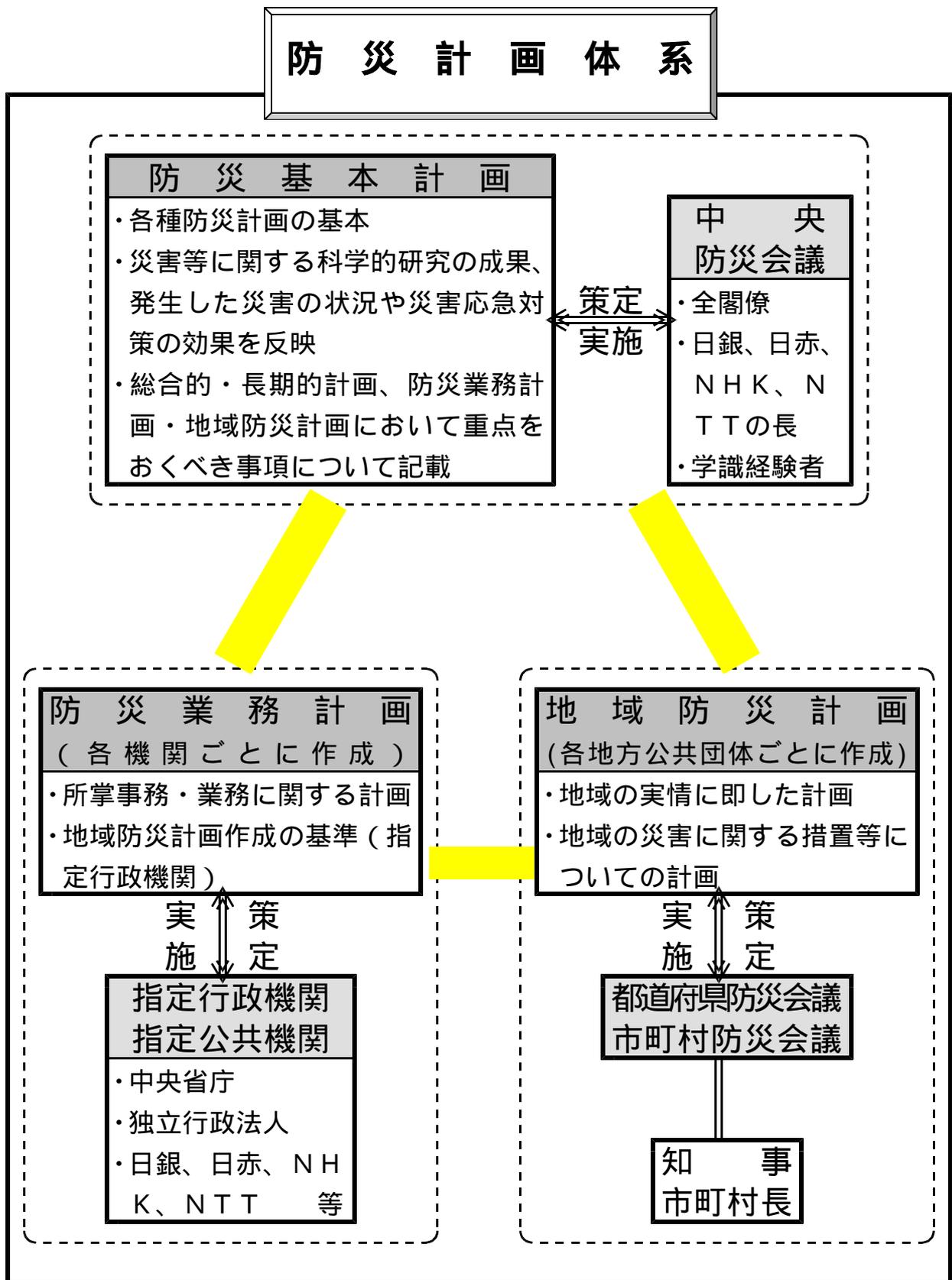
防災基本計画及び地震防災計画の作成及び推進

非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及び推進

内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じたの防災に関する重要事項（防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）の審議

防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

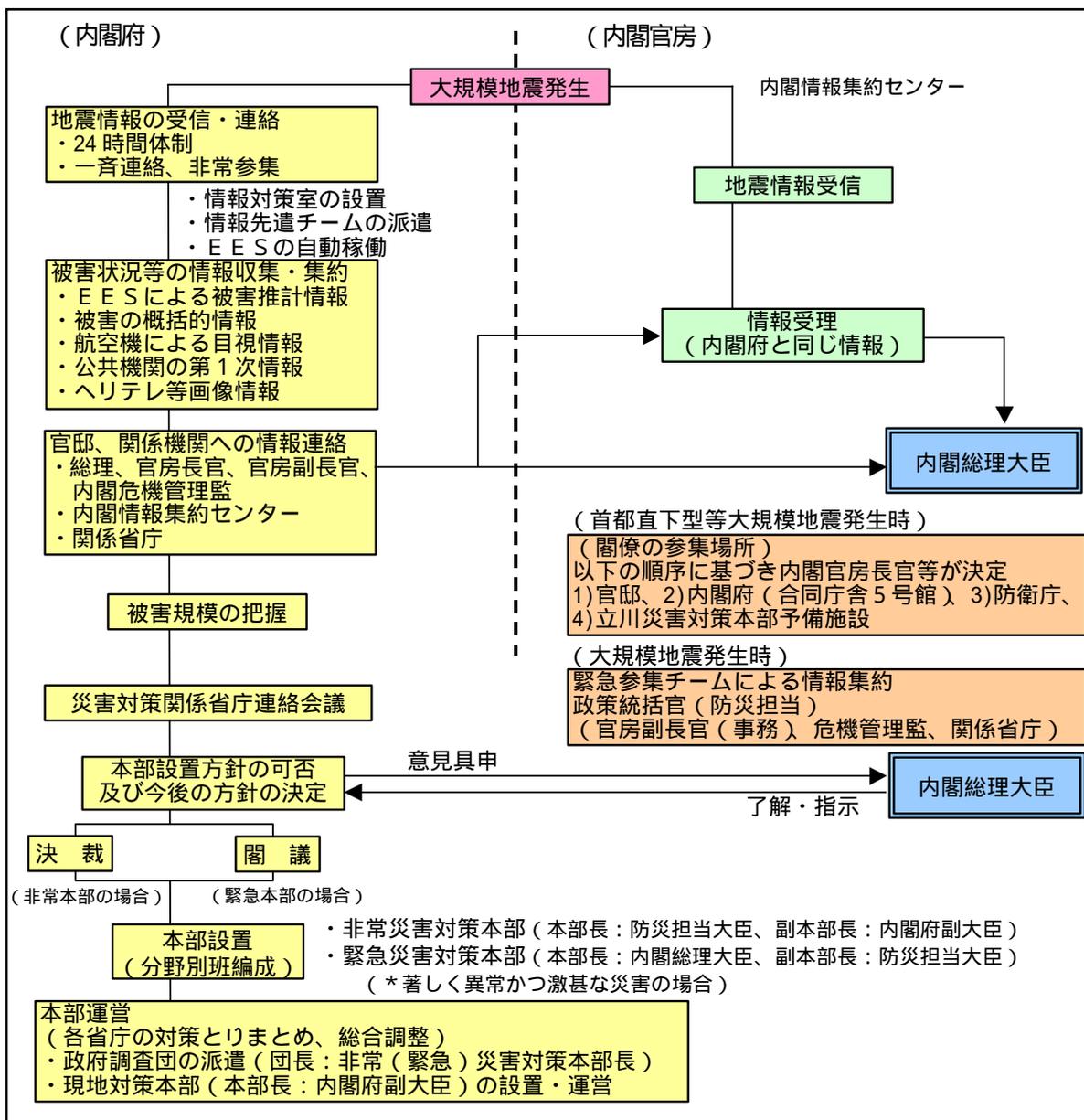
防災計画の体系



政府の初動体制

災害発生時に、官邸への迅速な報告連絡を行うため、平成7年、内閣情報調査室を情報伝達の窓口とした。また平成8年には、内閣情報集約センターが設立された。さらに、社会的影響の大きい突発的災害が発生した場合、内閣としての初動措置を迅速に始動するため、関係省庁の幹部が官邸に緊急参集し、情報集約を行うこととした。

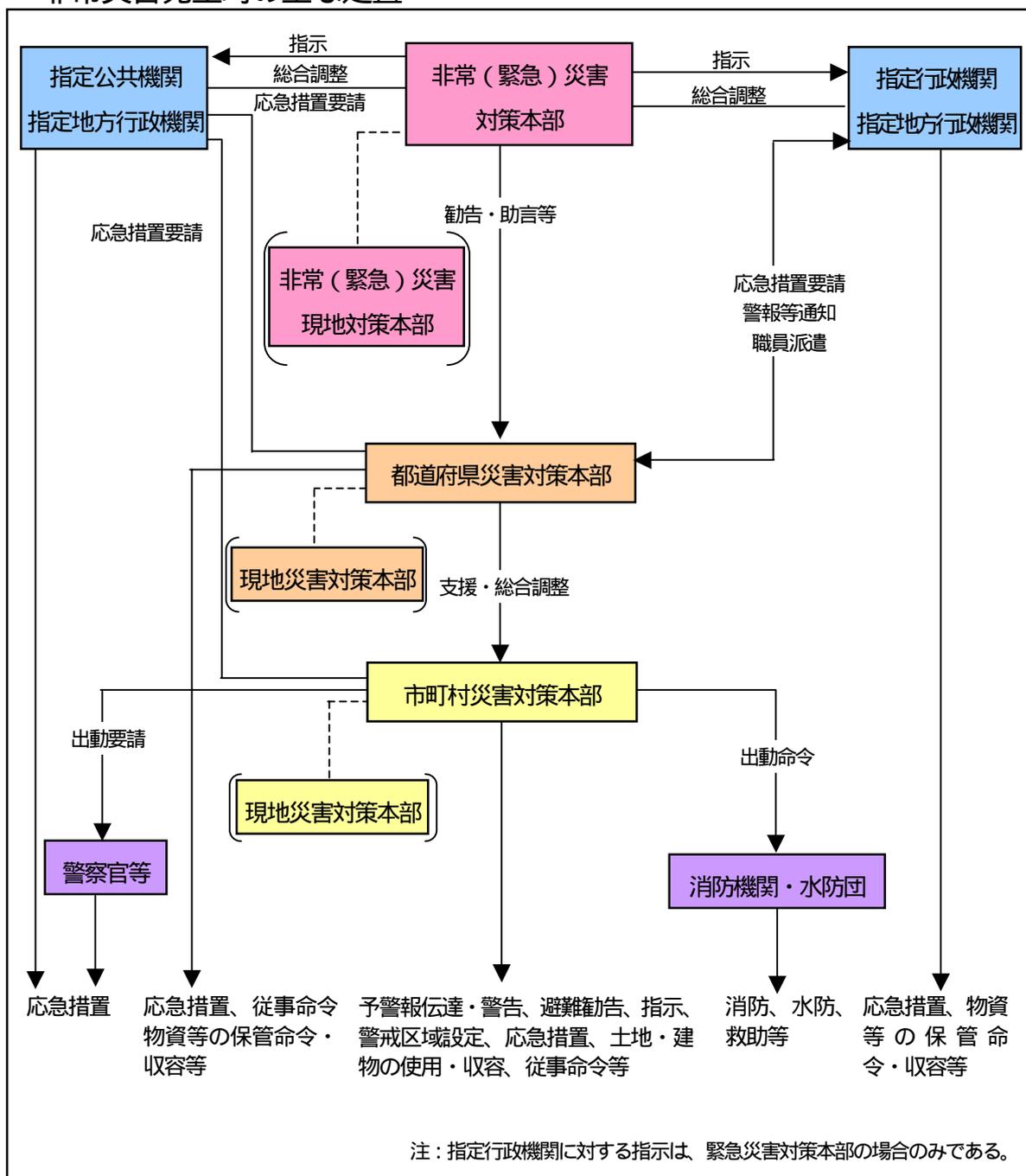
災害発生時における内閣府の応急対応



非常災害発生時の応急体制

非常災害が発生した場合における応急対策活動の実施については、第一次的には市町村が当たり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超える場合には、国が積極的に応急対策を支援することとなる。

非常災害発生時の主な処置



緊急、非常災害対策本部

大規模地震災害が発生したときは、防災担当大臣を本部長とする「非常災害対策本部」を設置することができる。

さらに著しく異常かつ激甚な地震災害が発生した場合には、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置することができる。

非常災害対策本部員の構成等

	非常災害対策本部
本部長	防災担当大臣
副本部長	内閣官房副長官 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 内閣危機管理監
本部員	各省庁局長クラス
その他の本部職員	事務局員 現地対策本部員等
現地対策本部長	内閣府副大臣 大臣政務官
現地対策本部員	本省庁課長クラス 地方機関の幹部
その他の現地対策本部職員	本省庁補佐クラス 地方機関の課長等

緊急災害対策本部員の構成等

	緊急災害対策本部
本部長	内閣総理大臣
副本部長	防災担当大臣 内閣官房長官
本部員	国務大臣 内閣危機管理監 その他
その他の本部職員	課長クラス等 申合せの事務局員 現地対策本部員等
現地対策本部長	内閣府副大臣 大臣政務官
現地対策本部員	各省庁課長クラス 地方機関の幹部
その他の現地対策本部職員	本省庁補佐クラス 地方機関の課長等

非常災害対策本部の設置状況（平成13年10月24日現在）

	本 部 の 名 称	設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	38.1.29～5.31	国務大臣
2	新島地震非常災害対策本部	39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	42.7.9～12.26	国務大臣
6	昭和43年十勝沖地震非常災害対策本部	43.5.16～44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	51.9.13～12.1	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	52.8.11～54.12.4	国土庁長官
10	昭和53年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	53.1.16～8.4	国土庁長官
11	昭和53年宮城県中地震非常災害対策本部	53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	58.10.4～59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	59.9.16～60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	3.6.4～8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	5.7.13～8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	5.8.9～6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	7.1.17～	国土庁長官 兵庫県南部地震 対策担当大臣 国土庁長官 防災担当大臣
22	平成9年（1997年）ダイヤドグレス号油圧出事故非常災害対策本部	9.7.2～9.7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	12.3.31～13.6.28	国土庁長官 — 防災担当大臣
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部	12.8.29～	国土庁長官 防災担当大臣

注）上記は災害対策基本法（昭和36年223号）に基づく非常災害対策本部

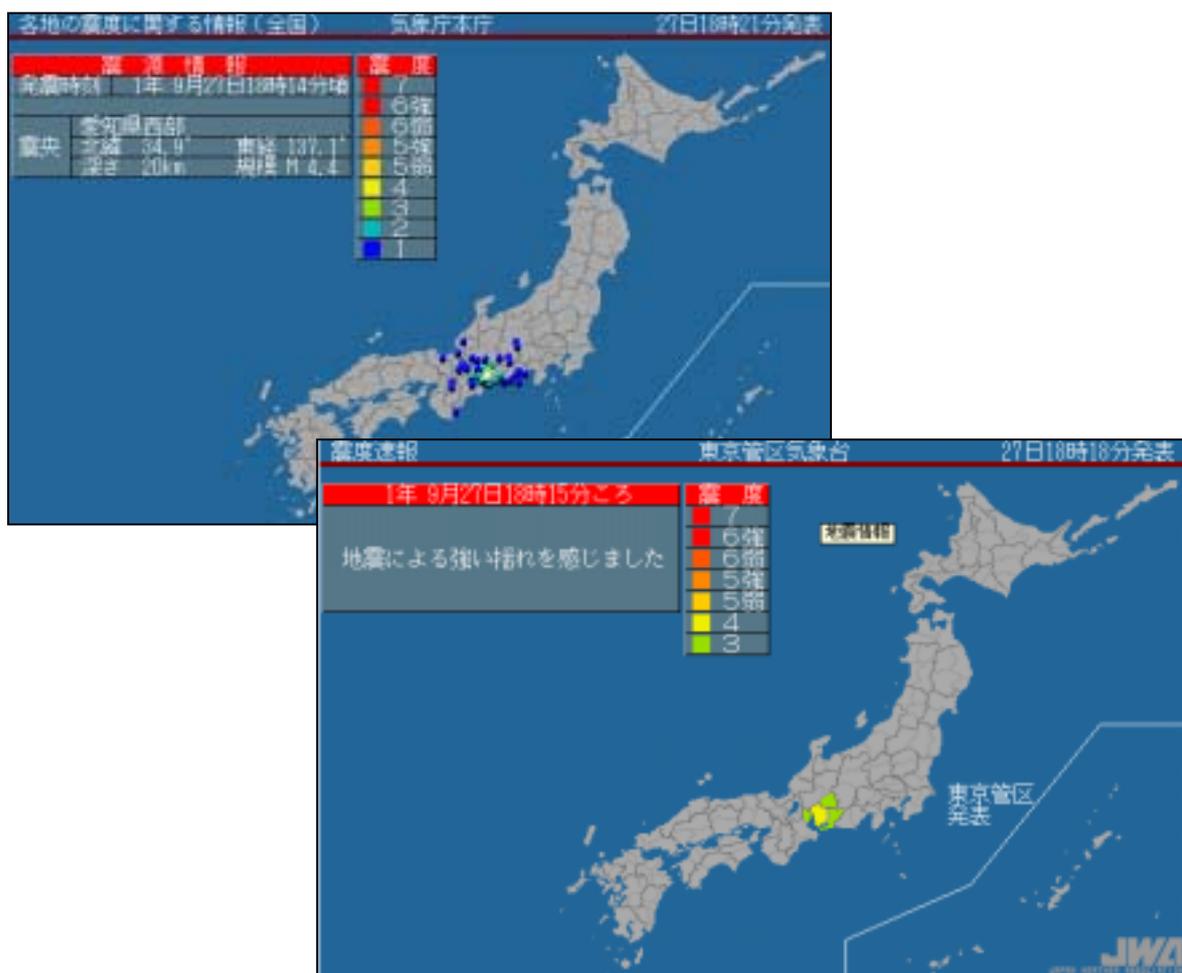
噴火が沈静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

被害情報の早期把握と住民への情報提供

災害時に迅速かつ的確な応急対応を行うためには、地震情報や被害情報を早期に収集し、防災行政無線等により住民へ情報提供する必要があります。

地震情報や被害情報の提供

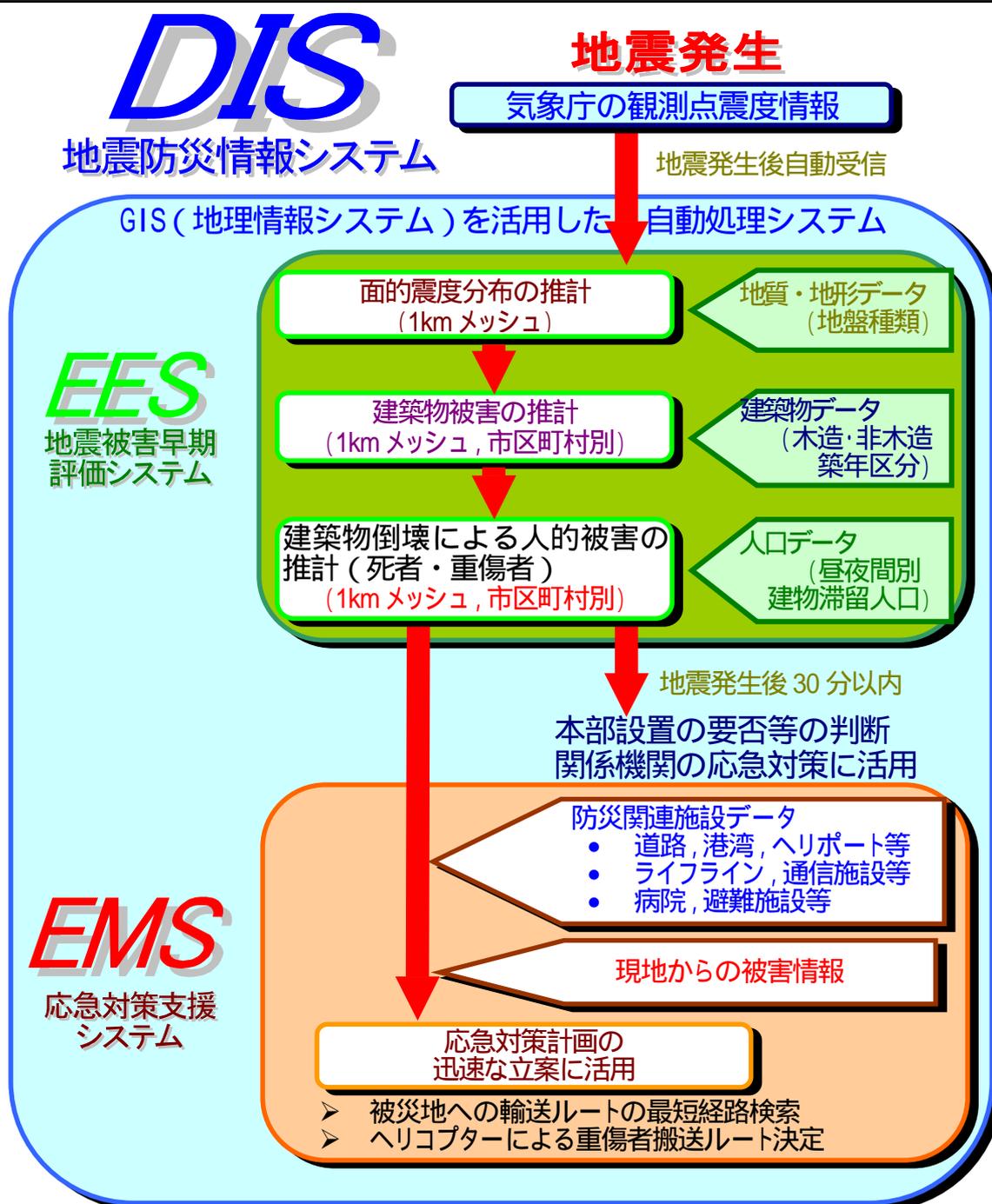
大規模な地震が発生した場合、迅速な災害対策を円滑に実施するため、気象庁からの地震情報、関係省庁等が行うヘリコプターによる被災映像情報、また、地元市町村・都道府県等、日本放送協会をはじめとする指定公共機関、その他防災関係機関からの被害状況・規模など、災害に関する第一次情報を的確に収集し、全体的な被害規模や程度を把握することが重要。そのため、総理大臣官邸、指定行政機関等に伝達する情報・通信体制の整備を推進している。



(財団法人日本気象協会ホームページより)

地震防災情報システム (DIS)

阪神・淡路大震災時に地震被害の把握の遅れが初動対応の遅れにつながったという反省から、地震被害情報が入らなくても、震度情報・地形・地盤・人口・建物等の情報をコンピュータ上の数値地図上で被害規模を推計。政府の初動体制を早期に立ち上げることを目的とする地震被害早期評価システム(EES)及び各種応急対策を支援する応急対策支援システム(EMS)からなる地震防災情報システム(DIS)の整備を進めている。

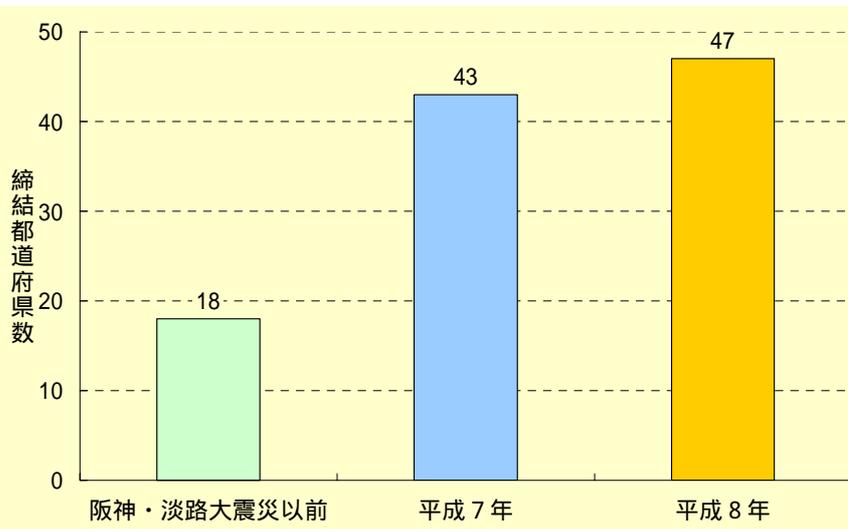


広域防災体制

阪神・淡路大震災を契機として、相互応援協定の締結が進んでいる。今後、地方公共団体の区域を越えた相互間地域防災計画の策定の推進方策について検討することとしている（ただし、火山や原子力災害で幾つかの市町村で既に策定している例がある）。

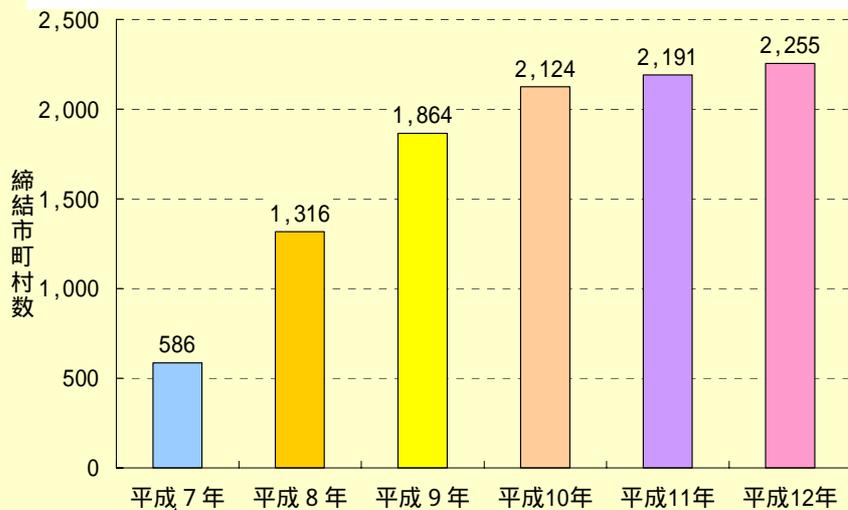
応援協定の締結状況

《都道府県間》



阪神・淡路大震災以前には18都県のみであったが、平成8年7月には47の全都道府県間で協定が締結された。

《市町村間》



平成12年現在、3,252市町村のうち7割の2,255団体で締結されている。

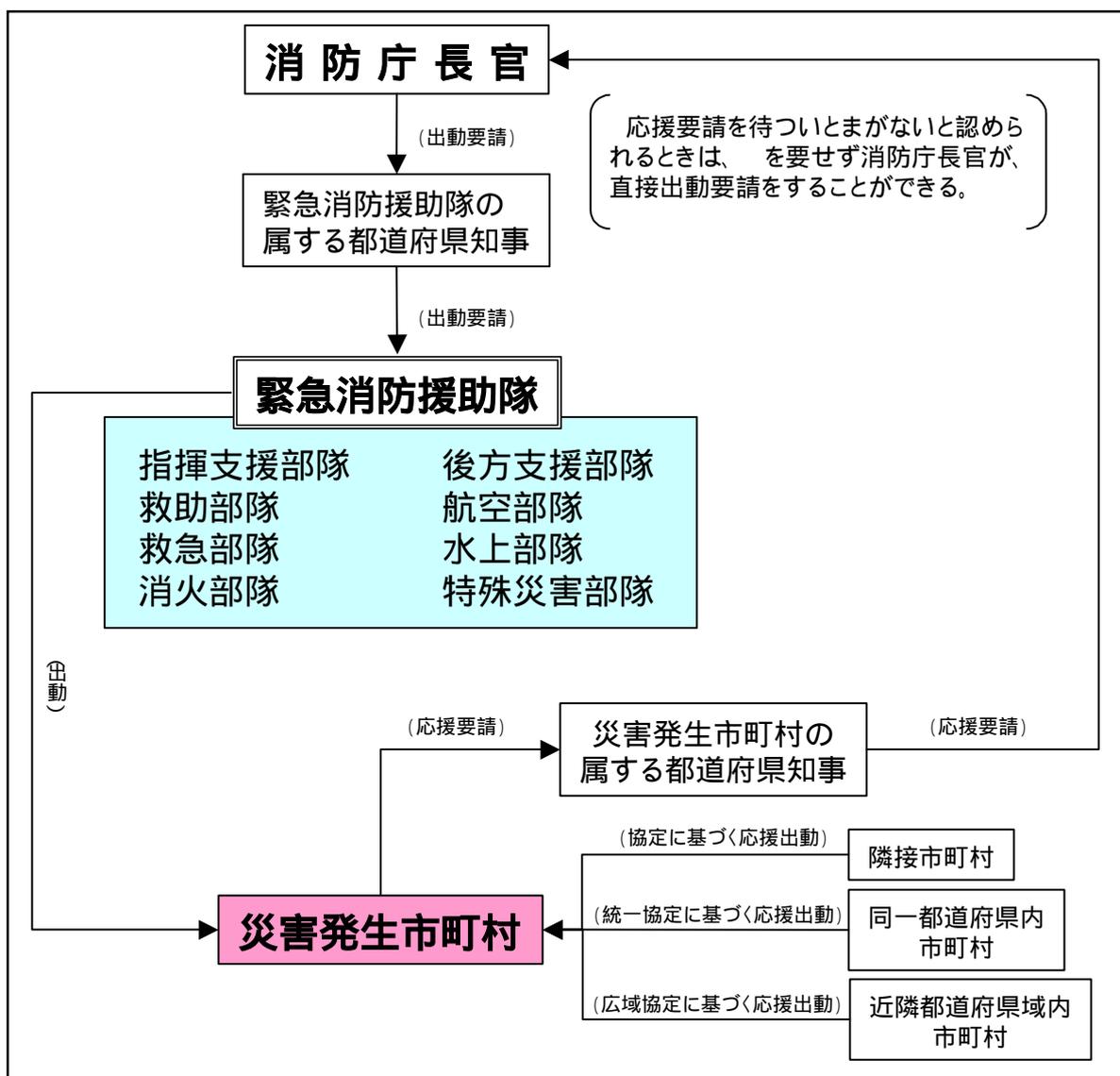
協議会と相互間地域防災計画の策定状況

協議会名・設置年月	計画名	策定年月	構成市町村
1 十勝岳火山防災会議協議会 (北海道) H2.4.17	十勝岳火山 噴火地域防 災計画	H2.6	上富良野町、美瑛町
2 有珠山火山防災会議協議会 (北海道) S56.4.27	有珠火山防 災計画	S56.10	伊達市、虻田町、壮瞥 町
3 駒ヶ岳火山防災会議協議会 (北海道) S55.10.8	駒ヶ岳火山 噴火地域防 災計画	S58.11	森町、砂原町、鹿部町、 南茅部町、七飯町
4 恵山火山防災会議協議会 (北海道) H9.3.15	協同でハザ ードマップ は作成済み	検討中	恵山町、楸法華村
5 草津白根山防災会議協議会 (群馬県) S58.4.1	草津白根山 防災計画	S58.3	草津町、嬬恋村、六合 村
6 阿蘇火山防災会議協議会 (熊本県) S42.11.4	阿蘇火山防 災計画	S42.11	阿蘇町、一の宮町、白 水村
7 雲仙岳防災会議協議会 (長崎県) H3.7.2	雲仙岳防災 計画	H3.7	島原市、小浜町、深江 町、布津町、有家町、 西有家町、北有家町、 南有家町、口之津町、 加津佐町、南串山町、 千々石町、愛野町、吾 妻町、瑞穂町、国見町、 有明町
8 桜島火山爆発防災会議協議 会(鹿児島県) S48.7.24	桜島火山爆 発防災計画	S48.12	鹿児島市、桜島町
9 泊発電所原子力防災会議協 議会(北海道) S62.12.7	泊発電所周 辺地域原子 力防災計画	H元.3	泊村、共和町、神恵内 村、岩内町

緊急消防援助隊の役割、体制

緊急消防援助隊は、大規模災害の発生に際して、迅速な情報収集、消火、救出・救助等を行うため、全国から高度な資機材を装備した救助隊等が出動し効果的な消防応援活動を行う体制を確立することを目的として、平成7年に全国の消防機関による緊急消防援助隊が創設された。規模は、部隊数1,785(構成員2万6,000人)となっている。

大規模災害時の緊急消防援助隊の対応

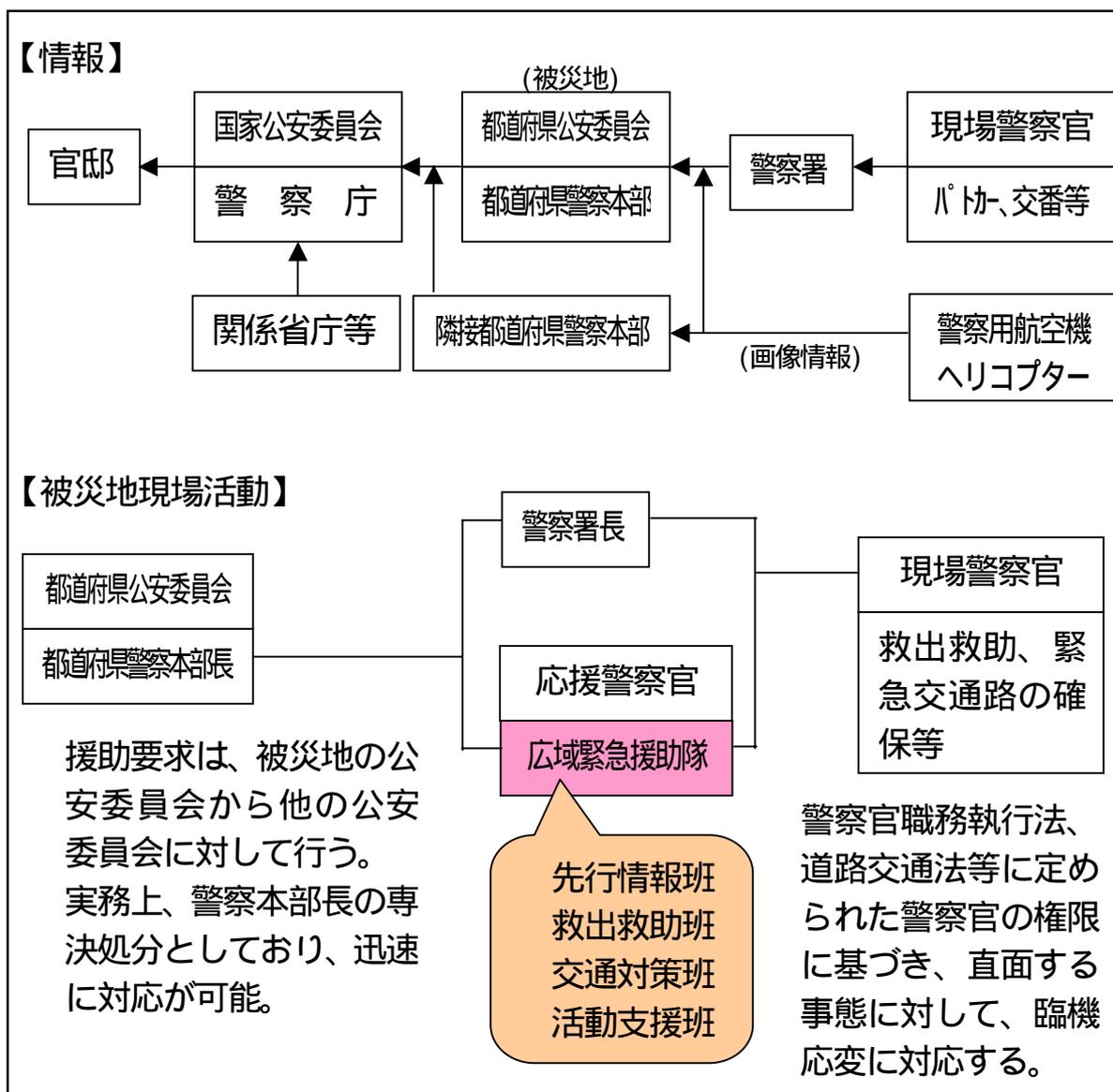


(消防庁作成)

広域緊急援助隊の役割、体制

警察は、災害時には、地域情報の収集、住民の避難誘導、救出・救助、行方不明者の搜索、交通規制による緊急輸送路の確保、治安維持、検死業務といった広範な対応が必要となる。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、都道府県の枠を超えた広域的な災害対策の専門部隊として広域緊急援助隊を創設した(平成7年)。現在、規模は約4,000人(機動隊員約1,500人、管区機動隊員約1,000人、交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員約1,500人)である。

大規模災害時の警察の対応



(「我が国の新しい大規模災害応急対策」(大規模災害応急対策研究会、平成8年)より作成)

自衛隊の災害派遣

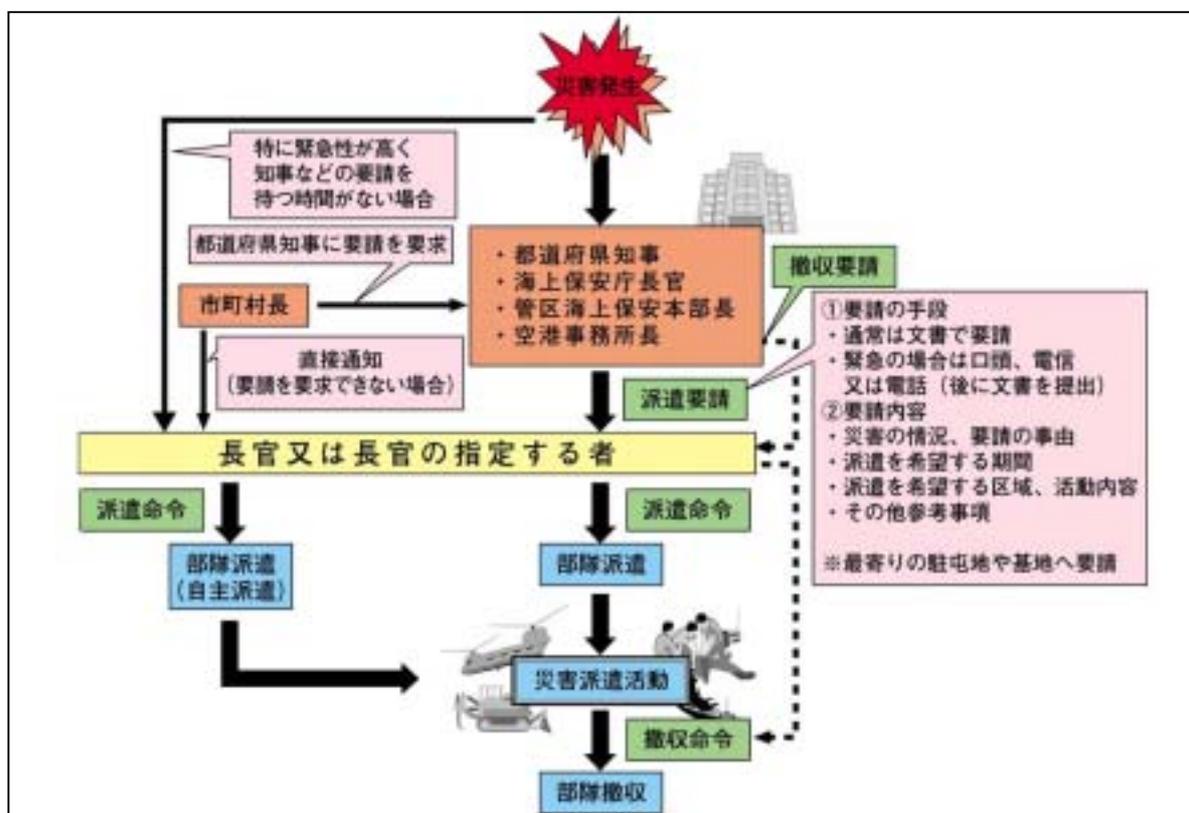
自衛隊の災害派遣は、自衛隊法の規定上、都道府県知事などからの要請により部隊等を派遣することを原則としている。

ただし、防衛庁長官又は長官が指定する者（方面総監、師団長、駐屯地司令の職にある部隊等の長）は、特に緊急な事態で、要請を待ついとまがないときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

最近の主な派遣実績（概数）

災害	時期	延べ人員	延べ車両	延べ航空機	延べ艦艇
阪神・淡路大震災	7.1.17-4.27	225万4,700名	34万6,800両	1万3,300機	680隻
有珠山噴火	12.3.29-7.24	10万名	3万7,000両	1,000機	100隻
三宅島火山活動	12.6.27-7.2	4万7,340名	2,180両	400機	470機
	12.8.20-8.26				
	12.8.29-13.10.3				
鳥取県西部地震	12.10.6-10.18	1,300名	500両	40機	-
芸予地震	13.3.24-3.27	530名	170両	40機	10隻

要請から派遣、撤収までの流れ



(出典「防衛庁ホームページ」)

災害拠点病院

災害拠点病院は、胸部・腹部外科同時手術等高度の診療機能、広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能等を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保したものであり、災害時の医療拠点となる。

設置方針（厚生労働省）

基幹災害医療センター 原則として各都道府県に1か所設置する
 地域災害医療センター 原則として各二次医療圏*に1か所設置する

*医療法に定められた地域単位で患者を入院させて一般的な医療を行う圏域。市町村界より大きく県界より小さい圏域。

指定状況（平成13年10月1日現在）

都道府県	基幹災害医療センター	地域災害医療センター	都道府県	基幹災害医療センター	地域災害医療センター
北海道	1	22	滋賀県	1	5
青森県	1	7	京都府	1	7
岩手県	2	9	大阪府	1	16
宮城県	1	10	兵庫県	1	13
秋田県	1	11	奈良県	1	3
山形県	1	6	和歌山県	1	7
福島県	1	7	鳥取県	1	3
茨城県	1	7	島根県	1	6
栃木県	1	8	岡山県	1	6
群馬県	1	11	広島県	1	13
埼玉県	1	8	山口県	1	9
千葉県	3	14	徳島県	1	6
東京都	2	58	香川県	1	5
神奈川県	0	28	愛媛県	1	6
新潟県	1	14	高知県	1	4
富山県	1	4	福岡県	1	14
石川県	1	7	佐賀県	2	5
福井県	1	7	長崎県	2	9
山梨県	1	8	熊本県	1	12
長野県	1	10	大分県	1	10
岐阜県	1	5	宮崎県	1	9
静岡県	1	16	鹿児島県	1	10
愛知県	1	13	沖縄県	1	6
三重県	1	5	合計	52	479*

*基幹災害医療センターとの重複（5箇所）含む

（「災害拠点病院の指定状況」（厚生労働省、平成13年）より作成）

我が国の防災関連諸制度の変遷

区分	年・契機となった災	砂防・海岸・河川関連	災害応急関連	市街地・建物関連	避難・輸送関連	国土基盤整備	その他(被災者支援・災害復旧)	
明治	明治5年 銀座大火			煉瓦建築令				
	明治13年			屋上制限令(明治14年)			備荒儲蓄法(明治13年、32年廃止)	
	明治27年 大水害	(治水三法) 河川法(明治29年) 砂防法・森林法(明治30年)						
	明治32,33年		水難救護法(明治32年) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年)	(旧)耕地整理法(明治32年制定)			災害準備金特別会計法(明治32年:明治44年廃止) 罹災救助基金法(明治32年) 災害土木費国庫補助規定(明治32年) 災害土木費国庫補助規定(明治44年)	
大正	明治41年 甲信地方水害 明治43年 関東地方大水害	治水費資金特別会計法(明治44年)	水害予防組合法(明治41年)	(新)耕地整理法(明治42年)				
	大正8年			旧都市計画法(4月5日:昭44廃止) 市街地建築物法(4月5日:昭25廃止)				
昭和20年代	大正12年 関東大震災(9月)			震災復興土地区画事業市街地建築物法施行令改正(木造レンガ造制)			特別都市計画法(12.12.24:昭16廃止) 震災事後公債法	
	昭和12年			防空法(昭和12年:昭21年廃止) 防空建築規則(昭14年:32年廃止)				
	昭和21年 南海地震		災害救助法(昭和22年) 消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	臨時防火建築規制(昭和23年) 戦災復興土地区画整理事業 新防火地域指定(昭21.9)			住宅緊急措置令(昭21年) 罹災都市借地借家臨時処理法(昭21年8.27) 戦災復興特別都市計画法(昭21年) 農業災害補償法(昭22年12.15) 災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律(昭22年12.13)	
	昭和24年	土地改良法	水防法(昭和24年)				平和・文化都市建設法(広島・長崎市) 国民生活金融公庫法(昭24.5.2)	
	昭和25年	漁港法(昭25.12.15) 港湾法	電波法(昭25年)	建築基準法		国土総合開発法	農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律(昭25.5.10) 生活保護法 住宅金融公庫法(昭25.5.6)	
	昭和26年	森林法全面改正					公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 公営住宅法(昭26.6.4) 土地収用法(昭26)	
	昭和27年		気象業務法	耐火建築促進法(昭36廃止) 防火地域指定について(6月17日)	道路法(昭27.6.10)	電源開発促進法(昭27.7.31)	漁船損害等補償法(廃止?) 農業共済基金法(昭27.6.20:平11廃止) 農林漁業金融公庫法(昭27.12.29)	
	昭和28年 西日本豪雨及び台風13号		有線電気通信法(昭26.7.31)			鉄道軌道整備法(昭28.8.5)	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法(昭28.8.27)	
	昭和29年		警察法 自衛隊法	土地区画整理法(昭29.5制定:30.4施行)				
	昭和30年代	昭和30年						天災による被害農林水産業者等に対する資金融通に関する暫定措置法
昭和31年		海岸法(昭31.5.12)			都市公園法(昭31.4.20)	空港整備法(昭31年)		
昭和32年 諫早水害(7月)		特定多目的ダム法	水道法					
昭和33年 狩野川台風(9月)		地すべり等防止法(33.3.31) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法	下水道法(昭33.4.24)					
昭和34年 伊勢湾台風(9月)								
昭和35年		治山治水緊急措置法(昭35.3.31)			道路交通法(昭35.6.25)			
昭和36年		災害対策基本法(昭和36年11月15日)						
		港湾整備緊急措置法		防災建築街区造成法(昭44年6月廃止) 市街地改造法				宅地造成等規制法(昭36.11.7)
昭和37年							激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭37.9.6) 豪雪地帯対策特別措置法(昭37.4.5)	
昭和38年		防災基本計画の策定(中央防災会議)						
昭和39年6月16日 新潟地震	河川法全面改正(昭39.7.10)						母子及び寡婦福祉法(昭39.7.1) 漁業災害補償法	
昭和40年	山村振興法(昭40.5.11)							
昭和41年		消防防災無線整備が開始					地震保険に関する法律(昭41.5.18) 地震再保険特別会計法(昭41)	
昭和43年5月16日 十勝沖地震				(新)都市計画法(6月)				
昭和44年	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律(昭44.4.1) 急傾斜地府尾会危険区域における災害防止に關し市町村地域防災計画に定める事項について(8月20日)	地震予知連絡会設置	都市再開発法(昭44.6制定,施行)					
昭和45年		廃棄物の処置及び清掃に関する法律(昭45.12.25) 都道府県防災行政無線					海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭45.12.25制定、46年施行)	
昭和46年2月 カナルカント地震	大都市震災対策推進要綱(昭和46年5月25日:中央防災会議決定)							
		震災対策訓練の開始						
昭和47年 集中豪雨(7月)及び台風6,7,9号(8月)			防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上					
昭和48年		都道府県防災行政無線網整備に対する国庫補助開					災害弔慰金の支給に関する法律(昭48年9.18、57年) 活動火山対策特別措置法(昭和48年、53年改称)	

区分	年・契機となった災	砂防・海岸・河川関連	災害応急関連	市街地・建物関連	避難・輸送関連	国土基盤整備	その他(被災者支援・災害復旧)		
昭和50年代	昭和49年 第10雄洋丸火災事故	当面の防災対策の推進について(昭和50年8月15日:中央防災会議決定)							
	昭和50年 三菱石油水島製油所 重油流出事故						石油コンビナート等災害防止法 (昭50.12.17)		
	昭和51年 地震学会:東海地 域での大地震発生可 能性の研究発表	東海地震の地震防災対策強化地域における防災対策緊急事業計画及び防災対策事業強化計画の策定について(12月22日)						海洋汚染及び海上災害の防止に関する法 律(昭51年改正)	
	昭和52年			建設省総プロ「都市防 火 対策手法の開発」(~					
	昭和53年 伊豆大島近海地震 (1月)	河川・海岸施設の耐震性調 査について(7月)	市町村防災行政無線整 備 に対する国庫補助開 始、 無線局開設認可 中央防災行政無線網の 整 備開始						
		大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日制定、12月14日施行)							
	昭和54年	東海地震の地震防災対策強化地域に係わる地震防災基本計画(昭和54年9月3日中央防災会議決定)							
		港湾施設の技術上の基準・ 同 開設(3月)	東海地震の地震防災対 策 強化地域に係る地震防 災 応急計画及び地震防災 担 担						
			震災対策に係る市町村 消防計画の見直しにつ いて 地震防災強化計画の作 成について						
		米国スリーマイル島 原子力発電所事故	原子力発電所等に係わる防災対策上当面とすべき措置について(昭和54年7月12日中央号災会議決定)						
	昭和55年	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(5月28日) (対象:地震防災対策強化地域)							
			消防用施設の基準 (7月)	建築基準法改正(耐震 基 準強化、昭56施行) 都市防災不燃化促進事 業					
	昭和57年	総合的な土石流対策の推進	水道維持管理指針(日 本 水道協会)						
	昭和58年	当面の防災対策の推進について(5月24日)							
	昭和59年	港湾施設の液状化防止対策 の実施要綱(8月)	通信衛星を使った消防 防災無線網整備開始(11						
昭和60年代 阪神・淡路大震災以前	昭和60年	山地災害危険地区調査要領 (5月)	電気通信事業法 (昭60.4施行)				日本体育・学校健康センター法(昭60年 施行、平13年改正)		
	昭和61年	都市防災構造化対策事業計画の策定について(9月25日)							
				官庁施設の耐震点検・ 改修要領(2月)					
	昭和62年		地域防災計画の見直し の推進について(6月30 日)	官庁施設の総合耐震設 計標準(4月)					
	昭和63年 中央防災会議地震 防災対策強化地域指 定専門委員会が南関 東地域直下型地震の 切迫性指摘(6月)	自治省消防庁防災対策課「地域防災計画策定マニュアル」昭和63年3月10日(災害応急対策計画運用、防災アセスメント)							
		土砂災害対策推進要綱 (3月15日中央防災会議決定) 河川審議会「総合的な治水 対策の実施方針についての提 案	南関東地域震災応急対 策 活動要領(12月6日中央 防災会議決定)(対						
	平成4年	南関東地域直下の地震対策に関する大綱(平成4年8月21日中央防災会議決定)(対象:南関東地域)							
	平成5年 8月豪雨、台風13号	風水害対策の強化について (平成6年4月28日)							
	平成7年 阪神・淡路大震災 (1月)	「河川堤防耐震点検マニユ アル」等(3月) 港湾施設:耐震設計基準の 厳 正な適用及び耐震強化岸壁 の 耐	地域防災計画に係る緊 急 点検の実施について (2月6日) 防災基本計画の修正に 伴 う地域防災計画の見直	建築物の耐震改修の促 進 に関する法律(10月制 定、12月25日施行) 建築物の耐震診断及び 耐 震改修に関する指針			被災市街地復興特別措置法(2月制定、 施行) 兵庫県南部地震により被災した道路橋の 復旧に係る仕様(2月)		
		地震防災対策特別措置法(6月16日制定、7月18日施行)							
	防災基本計画改定(平成7年7月18日中央防災会議) 防災問題懇談会提言(9月11日)								
	災害対策基本法の一部の改正(9月27日) 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部の改正(12月8日)								
平成8年	防災エキスパート制度 1月) 風水害対策の強化について (5月30日) 港湾における大規模地震対 策 施設の整備の基本方針 (12月) 砂防ボランティア登録	地震被害早期評価シス テ ム運用開始(4月) 災害時における初期救 急 医療体制の充実強化に つ いて(5月) 高密度強震計ネット ワ ーク	官庁施設の総合耐震計 画 基準、官庁施設の総合 耐 震診断・改修基準 (10月)	緊急輸送ネットワーク計 画 等の策定について(5月) 道路防災総点検につ いて (8月) 「道路示方書」改定 (11月)					
平成9年	港湾施設:液状化の予測・ 判 定と棧橋の耐震設計法等に つ いて(8月)	水道施設耐震工法指針 改 定 下水道施設の耐震対策 指 針	密集市街地における防 災 街区の整備の促進に関 する法律(5月制定、11月 施 行) 「被災宅地危険度判定						
平成10年	土砂災害110番の開設	大都市地域の震災対策のあり方について(中央防災会議大都市震災対策専門委員会提言) (6月23日)(対象:三大都市圏対象) 南関東地域直下の地震対策に関する大綱(6月23日改正)(対象:南関東地域)				美しい山河を守る災害復旧基本方針(3 月)			

区分	年・契機となった災	砂防・海岸・河川関連	災害応急関連	市街地・建物関連	避難・輸送関連	国土基盤整備	その他（被災者支援・災害復旧）
阪神・淡路大震災以降		津波災害予測マニュアル（3月）	南関東地域の大規模震災時における広域医療搬送活動アクションプラン（対象：南関東地域） 建設省・建設省・都道府県職員「危機管理研修」実施	学校施設の耐震補強マニュアル R C 造校舎編等（1月16日）	防災公園の整備効果評価基準（案）解説（1月）		被災者生活再建支援法（5月、11月施行） 液状化地域ゾーニングマニュアル
	平成11年 広島土砂災害、台風18号（不知火町高潮災害）、JCO臨界事故	津波浸水予測データベース作成	建設省・建設省・都道府県職員「危機管理研修」創設（1月）				原子力災害対策特別措置法（12月制定、平成12年4月施行）
	平成12年 有珠山、三宅島噴火、鳥取県西部地震、東海豪雨	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（4月27日） 都市型水害対策に関する緊急提言（11月）					
	平成13年 芸予地震	水防法改正 地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（3月）	高潮防災情報等のあり方研究会報告	災害に関わる住宅等の被害認定基準検討委員会報告			

：法律 ：通達・閣議決定等 ：施設整備の基準、マニュアル等 ：防災対策の取り組み
-----> 災害との関係

* 表中の法制度等の年月日は原則として施行日を用いた